

# マイナンバー制度導入後のロードマップ(案)【※日本再興戦略を元に作成】

2015年 (H27年) (10月)      2016年 (H28年)      2017年 (H29年)      2018年 (H30年)      2019年 (H31年)      2020年 (H32年)

マイナンバー	番号の通知	<p>【2016年1月から順次】 ▼ 【2017年1月から】 国の機関間での情報連携</p> <p>マイナンバーの利用開始</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会保障分野（失業給付申請、日本年金機構への相談・照会）</li> <li>・ 税分野（28年分所得の申告書、法定調書等への記載）</li> <li>・ 災害対策分野（被災者台帳の作成）</li> </ul>	<p>▼ 【2017年7月から】 地方公共団体等も含めた情報連携</p>	<p>日本年金機構は、2017年11月末までの間で政令で定める日までは、情報連携ができない</p>
		<p>【★2019年通常国会（目途）に向けて検討】</p> <p>戸籍事務、旅券事務、在外邦人の情報管理業務、証券分野等において公共性の高い業務への拡大について検討し法制上の措置</p>		
				<p>（▼ 【2018年度から段階的運用開始】 医療等分野における番号）</p>
マイナンバーカード	交付申請受付開始	<p>【2016年1月から】</p> <p>マイナンバーカードの交付</p> <p>▼ 【2016年4月から】 国家公務員身分証一元化。地方公共団体・独法・国立大学法人・民間企業の社員証としての利用の検討も促す</p> <p>▼ 【2016年1月以降順次】 各種免許等における公的資格確認機能を持たせることを検討、旧姓併記等の券面記載事項の充実</p>		
		<p>【2016年から順次】 ▼ 【2017年以降】 キャッシュカード・クレジットカードとしての利用の実現に向けて検討</p> <p>公的個人認証・ICチップの民間開放、地方公共団体による独自利用</p>		
		<p>【2017年度中】</p> <p>医療保険のオンライン資格確認システム整備</p>		<p>【2018年度から段階的運用開始】</p> <p>健康保険証としての利用</p>
マイナポータル	マイナポータルの構築	<p>【2017年から順次、同年7月から本格運用開始】</p> <p>マイナポータルの運用開始</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報提供等記録表示・自己情報表示・プッシュ型お知らせサービス・ワンストップサービスの提供</li> </ul> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民年金保険料のワンクリック免除申請</li> <li>・ 医療費通知を活用した医療費控除申告手続きの簡素化</li> <li>・ 税・社会保険料のクレジットカード納付</li> <li>・ e-Taxやねんきんネット、民間サービスとの連携</li> <li>・ 電子私書箱機能を活用したワンストップサービス（引越・死亡等のライフイベントなど）の提供</li> <li>・ テレビ・スマートフォン等利用チャネル拡大</li> </ul>		
		<p>▼ 【2017年7月以降】 子育てワンストップサービスの検討</p>		<p>▼ 【2018年を目途】 特定健診データを個人が電子的に把握・利用可能に</p>